Gマーク事業者向け

2011年版
車庫IT点呼対応

Tenko-PRO

点呼「動画」レコーダー

2011年4月1日

東海電子株式会社

www.tokai-denshi.co.jp

1. 新IT点呼の経緯

2007年3月26日

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（165号）	「IT点呼機器」「Gマーク営業所向け」「閑散時間帯」「8時間」「補助者」、ほか

2009年3月27日

事業用自動車総合安全プラン2009	「IT点呼の要件拡大」の可能性と実証実験

2011年3月31日

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（140号）	「車庫」「携帯端末型TI点呼機器」「16時間」ほか

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000031.html

2. プラン2009発と新IT点呼

2009年から予定されていた念願のIT点呼の要件緩和が2011年4月1日実施となりました。

出典：国土交通省事業用自動車総合安全プラン2009（2009年3月27日）より抜粋
http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/news/anzenplan2009.html

3. IT点呼要件拡大の範囲

平成23年3月31日
「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の
一部改正について

運行管理体制の
徹底強化！

特に飲酒に関しては記録保存しないとIT点呼として認めない

新IT点呼(車庫もOK)

立ち寄り点呼（路線のみ）

グループ企業内点呼（路線のみ）

Gマーク
取得の特典

Copyright© tokai-denshi inc. All right Reserved 東海電子株式会社

4. IT点呼の要件拡大（概要）

	改正前 （2007年3月～2011年3月31日）	改正後 （2011年4月1日～）
実施場所	営業所	営業所＋車庫
国土交通大臣が定める機器	設置型端末	設置型端末 携帯型端末
実施時間	閑散時間帯 （原則、深夜早朝）の 連続8時間以内	連続する16時間以内 車庫の場合は時間は無制限

5. 点呼機器に関する解釈と定義 (2011年4月1日版)

- 貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成19年3月26日改正)、第七条2において、『輸送の安全の確保に関する取り組みが優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、当該貨物自動車運送事業者は、**対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼をおこなうことができる**』とされています。
- その解釈について、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について(国自案第169号・国自貨第140号・国自整第144号)において、『(4)「国土交通大臣が定めた機器」とは、**営業所又は車庫に設置した装置(以下「設置型端末」という。)**のカメラ、もしくは**運転者が携帯する装置(以下「携帯型端末」という。)**のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を**随時確認**でき、かつ、乗務前点呼および乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、**運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動的に記録および保存する**とともに当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。』と説明されています。

Copyright© tokai-denshi inc. All right Reserved 東海電子株式会社

6. 新IT点呼の実施パターン

「IT点呼を行う営業所＝IT点呼実施営業所」（Gマーク必須）

IT点呼をうける場所＝Gマーク営業所管轄の車庫。設置型端末・携帯型端末どちらもOK

Copyright© tokai-denshi inc. All right Reserved 東海電子株式会社

7. IT点呼の申請に必要なもの

【要件】

Gマーク事業者の認定が必要です。
（車庫が帰属する営業所＝Gマーク）

所定の書式 (IT点呼に係る報告書)で
管轄運輸支局への申請が必要となります。

申請（報告書）には、カタログや
使用構成図などの資料が必要です。

IT点呼による実施時間帯は閑散時の連続16時間以内であること
補助者による点呼は行うべき点呼の総数の3分の2未満（運行管理者は3分の1以上）とする。

【申請方法】

【IT点呼申請書 新書式】

IT点呼実施側
運輸
支局宛

被IT点呼
実施場所
運輸
支局宛

IT点呼に係る
報告書

・営業所や車庫名称
・IT点呼機器名称
・時間帯
・実施位置

【別紙添付 カタログ等
性能がわかる書面】

【別紙添付 運用構成図】

8. 東海電子のIT点呼　操作イメージ

車庫・運転者側
（クライアント側）

ALC-PRO Ⅱ で
アルコール測定を
行う

ALC-PRO Ⅱ 本体の
『点呼開始』キーで
管理者を呼び出す

点呼執行者側
（サーバ側）

点呼執行者名、伝達事項等を
設定ツールで事前に登録する

画面と音声で
呼び出しを知らせる

※オプションでパトライト呼出可

動画と音声をリアルタイムで
通信することにより、遠隔地
でのIT点呼を行います

9. ハードウェア構成

車庫側の設置型端末　構成

スピーカー

マイク

IT点呼用カメラ

IT点呼システム対応
ALC-PROⅡ（Tenko-Pro）

免許証R
（オプション）

営業所側の設置型端末　構成

スピーカー

マイク

IT点呼用カメラ

サーバ側PC

パトライト
(オプション)

10. ソフトウェア構成

車庫側設置型端末

・IT点呼システム　クライアント側アプリ

設定ツール

ALC-PRO for IT点呼

営業所側　設置型端末

・IT点呼システム　サーバ側アプリ

設定ツール

結果検索・動画再生ツール

11. 車庫IT点呼スターターパック　1対1構成
（免許証リーダー　オプション無し最小構成）
658,000円(*)～

車庫側　333,000円(*)～

車庫側キット
IT点呼対応標準ALC-PRO

点呼アクセサリーキット 25,000

スピーカー

マイク

IT点呼用カメラ

営業所・点呼執行者
325,000円(*)～

点呼執行者キット（PCなし）

点呼アクセサリーキット 25,000

スピーカー

マイク

IT点呼用カメラ

＊工事費、回線費用、保守除く

12.　車庫IT点呼・営業所IT点呼複合セット（免許証リーダなしのセット）

本社もしくは営業所
（点呼執行者が在籍）

IT点呼ソフト（PC込み）
325,000円～

センター含む6拠点セット例
初期費用
1,990,000円～

A車庫

333,000円～

B車庫

333,000円～

C営業所

333,000円～

D営業所

333,000円～

E営業所

333,000円～

13.車庫IT点呼、NW構成例（1対1の例）

導入のためのチェックポイント
■アクセス回線（光、ADSL等）は契約済みか？
■ルータのセキュリティ設定（ポート空け）は？
■IPアドレス（固定グローバル）は？

14. 車庫IT点呼対応　集中点呼センター化例
（1対多拠点例）

車庫だが
連続16時間適用

Copyright© tokai-denshi inc.　All right Reserved　東海電子株式会社

15. 車庫IT点呼　分散設計例（1対3＋1対1＋1対3）

東京営業所＝24H稼働
＝関東統括点呼センター

名古屋営業所＝24時間稼働
東海点呼センター

24時間稼働営業所
大阪センター

茨城のとある車庫

千葉のとある車庫

横浜のとある車庫

静岡のとある車庫

兵庫のとある車庫

岡山のとある車庫

滋賀のとある車庫

現在24HのG営業所を起点に考える
（原則エリアでまとめる必要はない。福岡-札幌もOK）

Copyright© tokai-denshi inc. All right Reserved 東海電子株式会社

16. 運行管理規定の改定例

運行管理規定

第　１条（目的）
第　２条（管理者、補助者）
第　３条（運行管理者の組織）
第　４条（権限と責務）
第　５条（勤務）
第　６条（補助者の職務等）
第　７条（過労の防止等）
第　８条（過積載の防止）
第　９条（乗務の禁止）
第10条（点呼等）
第11条（デジタルタコグラフ　装備車の乗務記録）
第12条（運行指示書）
第13条（運行記録計の管理保存）
第14条（運転者の選任以外の運転禁止）
第15条（運転者台帳）
第16条（乗務員の指導監督）
第17条（特定な運転者に対する特別な指導及び適性診断）
第18条（非常信号用具等の備え付けの確認）
第19条（事故発生時の処置）
第20条（事故の記録及び事故防止対策）
第21条（異常気象時における措置）

1）乗務前点呼
2）乗務後点呼
3）乗務途中点呼
4）電話その他による点呼
5）記録保存（1年間）
6）補助者の点呼は2／3まで

7）IT点呼採用

①規則第7条第4項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等（以下『点呼簿』という。）に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

②IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という）の運行管理者等は点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知をうけた営業所の運行管理者等は、IT点呼実施者の名前、IT点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

③IT点呼を受ける運転者が所属する営業所、もしくは車庫（以下「被IT点呼実施場所」という）の運行管理者等はIT点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるようあらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

④IT点呼実施時間 「午後8：00～翌14：00」
この時間帯において、点呼執行者が不在の場合、これにかわりXX営業所において点呼を行う。

Copyright© tokai-denshi inc. All right Reserved 東海電子株式会社

17. IT点呼記録簿

I T 点 呼 記 録 簿 （ 対 面 ）　平成 22年 2月 13日 土曜日 天候

運行管理日誌　点呼場所 ：

運転者情報		乗務前点呼								乗務後点呼								伝達事項および備考
				確認事項								確認事項						
車番	運転者名	点呼時刻	酒気測定値 (mg/L)	服装確認	体調確認	車両確認			点呼者名	点呼時刻	酒気測定値 (mg/L)	服装確認	体調確認	車両確認			点呼者名	
	飛田恒輔	21:12:36	0.000	□	□	□			池田のぞみ									国道166号線出入口の為，池袋解明されています 県道5号線出谷間工事の為，運行禁止です国道41号線出谷橋検査中の為，池袋解明されています vgdvl
	テスト	21:19:05	0.166	□	□	□			池田のぞみ									国道166号線出入口の為，池袋解明されています 県道5号線出谷間工事の為，運行禁止です国道41号線出谷橋検査中の為，池袋解明されています vgdvl

1/1

18.　IT点呼申請書

別　紙　３

（報告書の例１）

ＩＴ点呼に係る報告書

（新規）

平成　　年　　月　　日

○○運輸局　○○運輸支局長　殿

住　　所
氏名又は名称
代表者氏名　　印
（連絡先）　担当者　　電話番号

ＩＴ機器を用いた点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて報告します。

記

１．ＩＴ点呼を行う営業所・車庫

営業所・車庫名称（ＩＴ点呼実施側又はＩＴ点呼を受ける側の別を記載）	ＩＴ点呼の実施位置	Ｇマーク認定番号及び認定の有効期間	使用するＩＴ機器の名称	ＩＴ点呼を行う時間帯

２．ＩＴ点呼開始予定日　　平成　　年　　月　　日

３．添付書類

ＩＴ機器のパンフレット等、性能が分かる書面

４．自認事項（次の項目に該当する場合は、□にチェック（✓）を記入）

□　ＩＴ点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。